

議案第73号

職員の給与に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例案

職員の給与に関する条例の特例に関する条例（平成30年大阪市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第1条 職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号。以下「条例」という。）別表第1の規定の適用を受ける職員でその職務の級が7級又は8級であるもの、条例別表第3の規定の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの及び条例別表第7の規定の適用を受ける職員の給料（条例第5条の3第1項の規定による給料の調整額（以下「給料の調整額」という。）を除く。）の月額は、平成30年4月から令和4年3月までの各月分に限り、条例別表第1、別表第3及び別表第7の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額（以下「給料月額」という。）から、給料月額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じた額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</p> <p>[(1)~(4) 略]</p>	<p>第1条 職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号。以下「条例」という。）別表第1の規定の適用を受ける職員でその職務の級が7級又は8級であるもの、条例別表第3の規定の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの及び条例別表第7の規定の適用を受ける職員の給料（条例第5条の3第1項の規定による給料の調整額（以下「給料の調整額」という。）を除く。）の月額は、平成30年4月から平成33年3月までの各月分に限り、条例別表第1、別表第3及び別表第7の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額（以下「給料月額」という。）から、給料月額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じた額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</p> <p>[(1)~(4) 同左]</p>
<p>備考 表中の[]の記載は注記である。</p>	

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年2月25日提出

説 明

職員の給料月額の特例措置を講ずる期間を延長するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。